

# 第 120 回丹波市議会定例会

自 令和 3 年 11 月 30 日

至 令和 3 年 12 月 24 日

## 議案審議資料

( No. 1 )

### 【目次】

①同意第 6 号 (丹波市教育委員会委員の任命)	・・・ 1～2
②議案第 89 号 (情報系パソコン購入契約の締結)	・・・ 3～5
③議案第 90 号 (丹波市行政組織条例改正)	・・・ 6～7
④議案第 91 号 (丹波市国民健康保険条例改正)	・・・ 8～9
⑤議案第 92 号 (丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する 条例改正)	・・・ 10～12
⑥議案第 93 号 (丹波市老人福祉センター条例を廃止する条例制定)	・・・ 13
⑦議案第 94 号 (丹波市柏原福祉センター「木の根センター」に係る 指定管理者の指定)	・・・ 14～16
⑧議案第 95 号 (丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」に係 る指定管理者の指定)	・・・ 17～19
⑨議案第 96 号 (丹波市山南福祉センター「さんなん荘」に係る指定 管理者の指定)	・・・ 20～22
⑩議案第 97 号 (丹波市健康づくり推進協議会設置条例制定)	・・・ 23～26
⑪議案第 98 号 (丹波市立丹波いっぷく茶屋に係る指定管理者の指 定)	・・・ 27～29

**人事案件は、白ページ  
にしています。**  
**( P 1、 2 )**

丹 波 市





議案第89号

情報系パソコン購入契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものである。

記

- ・ 物 品 名 情報系パソコン
- ・ 物 品 概 要 ノートパソコン 324台
- ・ 納 入 期 限 令和4年3月31日
- ・ 契 約 金 額 39,138,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,558,000円)
- ・ 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス  
代表者 代表取締役 岸田 好史  
所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
抜粋】**

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 デンテックス
代 表 者 名	代表取締役 岸田 好史
本 社 住 所	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1
営 業 年 数	76年
許 可 区 分	-
資 本 金	30,500,000 円
実績高(2年平均)	990,000,000 円
従 業 員 数	31人
契約担当支店営業所等	本社

## 受 注 実 績

(単位：千円)

発 注 者	元/下	物 品 名	受注金額	納 期
丹波市	元	丹波市基幹系システム機器更新に係る端末機器類	38,210	H29.3.17
丹波市	元	情報系パソコン・プリンタ	19,764	H30.1.13
丹波市	元	情報系パソコン	18,634	R2.3.13

## 見 積 及 び 契 約 状 況 ( 物 品 )

物 品 番 号	丹ふ政第50号
物 品 名	情報系パソコン
納 品 場 所	丹波市役所ほか
契 約 の 種 類	随意契約
契 約 年 月 日	令和3年10月18日 (仮契約日)
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予 定 価 格	40,986,000円(税抜)
物 品 概 要	ノートパソコン 324台

見 積 業 者 名	第 1 回 見 積 額 金	再 度 見 積 額 金	備 考
株式会社 デンテックス	35,580,000円		決 定
株式会社 ティ・エス・エス	37,870,000円		
株式会社 システムリサーチ			辞 退
株式会社 土田商事	39,750,000円		
株式会社 大塚商会 神戸支店			辞 退
株式会社 マルテツテクニカルサービス			辞 退
株式会社 堀通信			辞 退
井上 株式会社 中兵庫営業所	40,474,000円		
有限会社 カスガ堂			辞 退
株式会社 はせがわ			無届欠席
電化ランドおおつき			辞 退
日本電通 株式会社 神戸支店			辞 退

契 約 者 名	株式会社 デンテックス		
契 約 者 所 在 地	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1		
契 約 金 額	39,138,000円 (うち消費税相当額 3,558,000円)		
	納 入 期 限	令和4年3月31日	

## 議案第90号

### 丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

第4次丹波市定員適正化計画における職員数削減の方向性を考慮するとともに、限られた経営資源により、様々な行政課題に対応しながら、丹波市総合計画などに掲げる市の目標を達成できるよう効率的かつ機能的な業務体制の確立を目指し、組織を変更するため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 技術部門の職員を建設部に集約し、今後想定される災害等に柔軟に対応するため、産業経済部の事務分掌から「農林業生産基盤整備に関すること。」及び「地籍調査に関すること。」を削り、建設部の事務分掌に移管する。
- (2) ちーたんの館の再整備が本格化することから、恐竜化石について、学術的及び文化的価値に着目し、今後は教育委員会の所管とするため、産業経済部の事務分掌から「恐竜化石の活用に関すること。」を削る。

#### 3 施行日

令和4年4月1日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>丹波市行政組織条例 平成16年11月1日 条例第6号 最終改正 令和3年3月9日条例第19号 （産業経済部の事務分掌）</p> <p>第9条 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>（1） 農林水産に関すること。 （2） <u>農林業生産基盤整備に関すること。</u> （3） 商工及び観光に関すること。 （4） <u>恐竜化石の活用に関すること。</u> （5） <u>地籍調査に関すること。</u></p> <p>（建設部の事務分掌）</p> <p>第10条 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>（1） 道路、河川その他の土木に関すること。 （2） 住宅政策に関すること。 （3） 開発行為等の許可に関すること。 （4） 都市計画に関すること。</p>	<p>丹波市行政組織条例 平成16年11月1日 条例第6号 最終改正 令和3年3月9日条例第19号 （産業経済部の事務分掌）</p> <p>第9条 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>（1） 農林水産に関すること。  （2） 商工及び観光に関すること。</p> <p>（建設部の事務分掌）</p> <p>第10条 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>（1） 道路、河川その他の土木に関すること。 （2） 住宅政策に関すること。 （3） 開発行為等の許可に関すること。 （4） 都市計画に関すること。 （5） <u>農林業生産基盤整備に関すること。</u> （6） <u>地籍調査に関すること。</u></p>



## 議案第91号

### 丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

国において、産科医療補償制度における補償対象基準や掛金を見直すとともに、出産育児一時金の総支給額について「42万円」を維持することとする方針が決定された。

そのうち出産育児一時金の支給については、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条の政令で定める金額として、健康保険法施行令（大正15年勅令243号）第36条に「40万4,000円」と規定されており、今回その額が改正されたことに伴い、提案するものである。

なお、産科医療補償制度の掛金の見直しに係る丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）第8条第1項ただし書中にある産科医療補償制度に加入する場合の加算額（掛金部分）については、本条例の改正は行わずに、丹波市国民健康保険条例施行規則（平成16年丹波市規則第93号）第2条第3項中に規定する「1万6,000円」を「1万2,000円」に改正することで、出産育児一時金の総支給額の「42万円」を維持する。

#### 2 改正の概要

出産育児一時金の支給金額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改正する。

#### 3 施行日等

令和4年1月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 令和3年3月9日条例第6号 （出産育児一時金）</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、40万4,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>	<p>丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 令和3年3月9日条例第6号 （出産育児一時金）</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、40万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>

## 議案第92号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

令和3年11月8日付け丹波市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、  
市民の負担を軽減し、住みよいまちづくりを進めるため、ごみ処理手数料を改  
定することについて、提案するものである。

### 2 改正の概要

ごみ処理手数料（1袋あたり）を改定する。

燃やすごみ	大袋	80円	40円
	中袋	60円	30円
	小袋	40円	20円

### 3 施行日

令和4年4月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成16年丹波市条例第136号）新旧対照表

現行					改正後（案）								
丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例					丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例								
平成16年11月1日 条例第136号					平成16年11月1日 条例第136号								
最終改正 令和3年6月25日条例第29号					最終改正 令和3年6月25日条例第29号								
別表第1（第17条関係）					別表第1（第17条関係）								
種別	取扱区分		単位	金額		種別	取扱区分		単位	金額			
				一般	事業所					一般	事業所		
ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	可燃物	市長が指定する大袋1袋につき	80円		ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	可燃物	市長が指定する大袋1袋につき	40円			
			市長が指定する中袋1袋につき	60円					市長が指定する中袋1袋につき	30円			
			市長が指定する小袋1袋につき	40円					市長が指定する小袋1袋につき	20円			
		プラスチック系のごみ	市長が指定する大袋1袋につき	20円		プラスチック系のごみ	市長が指定する大袋1袋につき	20円		プラスチック系のごみ	市長が指定する大袋1袋につき	20円	
			市長が指定する中袋1袋につき	15円			市長が指定する中袋1袋につき	15円					
		粗大ごみ	市長が指定する大1品目につき	600円		粗大ごみ	市長が指定する大1品目につき	600円		粗大ごみ	市長が指定する大1品目につき	600円	
			市長が指定する小1品目につき	300円			市長が指定する小1品目につき	300円					
		市長が指定する場所に自ら搬入する場合	可燃物 プラスチック類 金属類 陶磁器・ガラス類 がれき類	10キログラムまでごとに	100円	150円	市長が指定する場所に自ら搬入する場合	可燃物 プラスチック類 金属類 陶磁器・ガラス類 がれき類	10キログラムまでごとに	100円	150円		
					100円	150円				100円	150円		
	100円				150円	100円				150円			
	100円				150円	100円				150円			
	150円					150円							

	(瓦・タイ ル・プロッ ク・レンガ等)	ラムまで ごとに				(瓦・タイ ル・プロッ ク・レンガ等)	ラムまで ごとに			
--	---------------------------	-------------	--	--	--	---------------------------	-------------	--	--	--

## 議案第93号

### 丹波市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

丹波市老人福祉センター条例(平成18年丹波市条例第89号)に掲げる丹波市氷上健康福祉センター(以下「センター」という。)は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、地域の高齢者に対する各種相談の場、あるいは健康増進や教養を深めるための場として設置されたものである。

しかしながら、介護保険制度の施行(平成12年)に伴い、センターの主要業務が介護保険制度に移行されたことにより、センターの目的や役割が少しずつ変化し、現状では貸館が主な役割となっている。

また、経年劣化による老朽化が顕著で、設備及び機能を適切に維持させるためには大規模修繕を含む相当の経費を要し、現状では行政財産としての目的を果たせないことから、センターの廃止を提案するものである。

#### 2 施行日

令和4年4月1日

#### 【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 抜粋】

(議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用)

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記(第2条、第3条関係)

(1)～(14) 略

(15) 保健福祉施設

(16)～(18) 略

## 議案第94号

### 丹波市柏原福祉センター「木の根センター」に係る指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「条例」という。）第4条の規定により、丹波市柏原福祉センター「木の根センター」に係る指定管理者の候補者を選定したので、条例第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため、提案するものである。

#### 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名称 丹波市柏原福祉センター「木の根センター」  
位置 丹波市柏原町柏原2715番地

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名称 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会  
代表者 理事長 田口 勝彦  
所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽209番地の1

#### 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5 指定管理者選定の理由

丹波市柏原福祉センター「木の根センター」（以下「センター」という。）は、市民の福祉の向上及び地域福祉活動の促進を図り、併せて生涯学習活動に寄与し、市民の健康づくりを推進することを目的として設置された施設である。

地域福祉活動の拠点施設であるセンターの管理等については、地域福祉の推進の中核を担っている丹波市社会福祉協議会が行うことによって、効果的かつ効率的な施設運営が見込まれることから、条例第4条の規定により、指定管理者の候補者に選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### （1）業務の範囲及び内容

- ア センターの利用の許可に関する業務
- イ センターの管理運営に関する業務
- ウ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### （2）指定管理料

指定管理料は別途年度協定によって定める。

##### （3）業務にかかる費用負担

センターの管理運営に必要な経費は、指定管理者の負担とする。ただし、行政財産としての保全上その他正当な理由により指定管理者に負担させることが適当でないとするものは、市の負担とする。

(4) 指定の取消し等

ア 市長は、指定管理者が本協定に定める規定に違反したとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

イ 規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

7 利用者数実績 (単位：人)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	5,918	5,306	6,779	3,009

8 収支実績 (単位：円)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入額	3,948,681 (3,879,000)	4,925,220 (4,844,000)	4,350,582 (4,289,000)	4,845,796 (4,807,000)
支出額	3,930,798	4,929,249	4,315,723	4,645,901
差引額	17,883	4,029	34,859	199,895

収入額の( )は、指定管理料を内訳で記載

9 指定管理料(見込み) (単位：千円)

年度	5年間合計	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定管理料	34,993	7,403	7,403	7,403	6,392	6,392

**【地方自治法 抜粋】**

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

**【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】**

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。



- (1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。
- (2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ当該団体と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

## 議案第95号

### 丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」に係る指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「条例」という。）第4条の規定により、丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」に係る指定管理者の候補者を選定したので、条例第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため、提案するものである。

#### 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名称 丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」  
位置 丹波市春日町黒井1500番地

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名称 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会  
代表者 理事長 田口 勝彦  
所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽209番地の1

#### 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5 指定管理者選定の理由

丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」（以下「センター」という。）は、市民の福祉の向上及び地域福祉活動の促進を図り、併せて生涯学習活動に寄与し、市民の健康づくりを推進することを目的として設置された施設である。

地域福祉活動の拠点施設であるセンターの管理等については、地域福祉の推進の中核を担っている丹波市社会福祉協議会が行うことによって、効果的かつ効率的な施設運営が見込まれることから、条例第4条の規定により、指定管理者の候補者に選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### （1）業務の範囲及び内容

- ア センターの利用の許可に関する業務
- イ センターの管理運営に関する業務
- ウ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### （2）指定管理料

指定管理料は別途年度協定によって定める。

##### （3）業務にかかる費用負担

センターの管理運営に必要な経費は、指定管理者の負担とする。ただし、行政財産としての保全上その他正当な理由により指定管理者に負担させることが適当でないとするものは、市の負担とする。

(4) 指定の取消し等

ア 市長は、指定管理者が本協定に定める規定に違反したとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

イ 規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

7 利用者数実績 (単位：人)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	11,460	11,641	11,900	4,780

8 収支実績 (単位：円)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入額	11,289,198 (10,989,000)	10,653,175 (10,342,000)	10,552,624 (10,293,000)	11,031,110 (10,915,000)
支出額	11,288,710	10,391,274	10,326,376	11,079,383
差引額	488	261,901	226,248	48,273

収入額の( )は、指定管理料を内訳で記載

9 指定管理料(見込み) (単位：千円)

年度	5 年間合計	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
指定管理料	78,290	15,658	15,658	15,658	15,658	15,658

**【地方自治法 抜粋】**

( 公の施設の設置、管理及び廃止 )

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

**【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】**

( 指定管理者の指定 )

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。
  - (2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (指定管理者の候補者選定の特例)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ当該団体と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

## 議案第96号

### 丹波市山南福祉センター「さんなん荘」に係る指定管理者の指定 について

#### 1 提案の趣旨

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「条例」という。）第4条の規定により、丹波市山南福祉センター「さんなん荘」に係る指定管理者の候補者を選定したので、条例第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため、提案するものである。

#### 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名称 丹波市山南福祉センター「さんなん荘」  
位置 丹波市山南町野坂176番地

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名称 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会  
代表者 理事長 田口 勝彦  
所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽209番地の1

#### 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5 指定管理者選定の理由

丹波市山南福祉センター「さんなん荘」（以下「センター」という。）は、市民の福祉の向上及び地域福祉活動の促進を図り、併せて生涯学習活動に寄与し、市民の健康づくりを推進することを目的として設置された施設である。

地域福祉活動の拠点施設であるセンターの管理等については、地域福祉の推進の中核を担っている丹波市社会福祉協議会が行うことによって、効果的かつ効率的な施設運営が見込まれることから、条例第4条の規定により、指定管理者の候補者に選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### （1）業務の範囲及び内容

- ア センターの利用の許可に関する業務
- イ センターの管理運営に関する業務
- ウ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### （2）指定管理料

指定管理料は別途年度協定によって定める。

##### （3）業務にかかる費用負担

センターの管理運営に必要な経費は、指定管理者の負担とする。ただ

し、行政財産としての保全上その他正当な理由により指定管理者に負担させることが適当でないとするものは、市の負担とする。

(4) 指定の取消し等

ア 市長は、指定管理者が本協定に定める規定に違反したとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

イ 規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

7 利用者数実績 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	4,158	2,837	1,764	1,070

8 収支実績 (単位：円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入額	3,192,665 (3,094,000)	2,999,790 (2,898,000)	2,958,368 (2,909,000)	3,065,941 (3,046,000)
支出額	3,149,530	2,855,110	2,870,375	2,909,187
差引額	43,135	144,680	87,993	156,754

収入額の( )は、指定管理料を内訳で記載

9 指定管理料(見込み) (単位：千円)

年度	5年間合計	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定管理料	17,140	3,428	3,428	3,428	3,428	3,428

**【地方自治法 抜粋】**

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

**【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】**

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の

確保等に寄与するものであること。

(2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ当該団体と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

## 議案第97号

### 丹波市健康づくり推進協議会設置条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく「健康たんば21計画」及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく「丹波市食育推進計画」を、それぞれ丹波市健康福祉推進協議会及び丹波市食育推進会議（以下「協議会等」という。）で審議し、策定しているが、当該2つの計画は関連する項目も多く、健康施策を総合的かつ計画的に推進するためには一体的に審議した方がより効率的であることから、協議会等を統合し、丹波市健康づくり推進協議会を設置することについて提案するものである。

#### 2 条例の概要

##### (1) 所掌事務（第2条）

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

ア 健康増進法第8条第2項の規定に基づく健康増進計画の策定及び変更に関すること。

イ 食育基本法第18条第1項の規定に基づく食育推進計画の策定及び変更に関すること。

ウ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画の策定及び変更に関すること。

エ アからウまでの計画の進捗管理に関すること。

オ その他市長が必要と認める事項

##### (2) 委員構成（第3条）

20人以内で次に掲げる者で組織する。

ア 識見を有する者

イ 関係団体の代表者

ウ 関係行政機関の職員

エ 公募による市民

オ その他市長が必要と認める者

##### (3) 任期（第4条）

2年

#### 3 施行日

令和4年8月1日。ただし、委員の公募に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 4 附則により廃止する条例

(1) 丹波市健康福祉推進協議会設置条例（平成16年丹波市条例第134号）

(2) 丹波市食育推進会議設置条例（平成18年丹波市条例第96号）



- 5 附則により改正する条例  
丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）
- 6 新旧対照表  
別紙のとおり

**【健康増進法 抜粋】**

（都道府県健康増進計画等）

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

**【食育基本法 抜粋】**

（市町村食育推進計画）

第18条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

**【自殺対策基本法 抜粋】**

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和3年3月9日条例第14号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額				丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和3年3月9日条例第14号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額			
職の区分		報酬額		職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）			支払区分	金額（円）
省略				省略			
予防接種健康被害調査委員会委員		1回	30,000	予防接種健康被害調査委員会委員		1回	30,000
健康福祉推進協議会委員		日額	7,000				
休日応急診療所管理医師		年額	450,000	休日応急診療所管理医師		年額	450,000
休日応急診療所診療医		日額	80,000	休日応急診療所診療医		日額	80,000
			ただし、4月28日から5月6日まで及び12月30日から翌年1月4日までについては 110,000				ただし、4月28日から5月6日まで及び12月30日から翌年1月4日までについては 110,000
休日応急診療所運営委員会委員	医師	1回	30,000	休日応急診療所運営委員会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
介護認定審査委員	医師	1回	30,000	介護認定審査委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	12,500		上記以外	日額	12,500
障害支援区分認定審査会委員	医師	1回	30,000	障害支援区分認定審査会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	1回	12,500		上記以外	1回	12,500
手話施策推進協議会委員		日額	7,000	手話施策推進協議会委員		日額	7,000
災害弔慰金等支給審査委員会委員	医師	1回	30,000	災害弔慰金等支給審査委員会委員	医師	1回	30,000
	弁護士、大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000		弁護士、大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
福祉事務所嘱託医		1回	20,100	福祉事務所嘱託医		1回	20,100
児童扶養手当障害判定医		1回	20,100	児童扶養手当障害判定医		1回	20,100
こども発達支援センター嘱託医		1回	30,000	こども発達支援センター嘱託医		1回	30,000
こども発達支援センター運営委員会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000	こども発達支援センター運営委員会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
特別支援保育諮問医		1回	30,000	特別支援保育諮問医		1回	30,000

食育推進会	医師	1回	30,000	健康づくり	医師	1回	30,000
議委員	上記以外	日額	7,000	推進協議会	上記以外	日額	7,000
				委員			
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。				備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。			

## 議案第98号

### 丹波市立丹波いっぷく茶屋に係る指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「条例」という。）第4条の規定により、丹波市立丹波いっぷく茶屋に係る指定管理者の候補者を選定したので、条例第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため、提案するものである。

#### 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名称 丹波市立丹波いっぷく茶屋  
位置 丹波市氷上町本郷62番地1

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名称 一般社団法人 丹波市観光協会  
代表者 代表理事 柳川 拓三  
所在地 兵庫県丹波市春日町黒井1597番地

#### 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5 指定管理者選定の理由

丹波市立丹波いっぷく茶屋（以下「丹波いっぷく茶屋」という。）は、市民及びその他の利用者に観光情報及び特産品情報の発信並びに物産の販売等を行うことにより、丹波市の活性化及び観光の振興に寄与するために設置された施設である。

丹波いっぷく茶屋の管理等については、観光産業の発展及び観光文化の向上を目的とする一般社団法人丹波市観光協会が行うことで、効果的な管理及び運営が期待できることから、条例第4条の規定により、指定管理者の候補者を選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### （1）業務の範囲及び内容

- ア 丹波いっぷく茶屋の管理運営に関する業務
- イ 物品の販売に関する業務
- ウ 利用者の飲食の用に供する業務
- エ 観光情報等の発信及び情報発信に関する業務
- オ 特産品等の展示及び情報発信に関する業務
- カ 丹波市内への誘客拡大に関する業務
- キ 上記に掲げるもののほか、丹波いっぷく茶屋の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

- (2) 指定管理料  
市が支払う指定管理料は無料とする。
- (3) 業務にかかる費用負担  
指定管理者が行う施設及び設備の維持管理等に関する業務に要する費用は、指定管理者の負担とする。ただし、行政財産としての保全上その他正当な理由により指定管理者に負担させることが適当でないとするものは、市の負担とする。
- (4) 指定の取消し等  
ア 市長は、指定管理者が本協定に定める規定に違反したとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
イ 規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

7 利用者数実績 (単位：人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	17,831	18,861	16,796	10,886

8 収支実績 (単位：円)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入額	5,006,838 (0)	3,346,608 (0)	2,965,399 (0)	2,708,461 (270,641)
支出額	5,096,041	3,124,288	2,907,371	2,365,235
差引額	89,203	222,320	58,028	343,226

収入額の( )は、指定管理料を内訳で記載。ただし、令和2年度は、指定管理料(新型コロナウイルス支援分)を記載。

**【地方自治法 抜粋】**

( 公の施設の設置、管理及び廃止 )

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

**【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】**

( 指定管理者の指定 )

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。
  - (2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (指定管理者の候補者選定の特例)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ当該団体と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。